

全国環境連

4月号

令和5年度における浄化槽の設置状況等について

環境省は、浄化槽の設置状況等を把握し、今後の浄化槽関連行政の基礎的な資料とするため、令和5年度における浄化槽の設置状況、維持管理実施状況等について調査を行い、その結果をとりまとめ令和7年3月に公表した。

1. 浄化槽の設置状況

(1) 浄化槽の設置基数

平成12年の浄化槽法改正によりし尿のみを処理する単独処理浄化槽は新設が原則禁止されたものの、依然としてその多くが残存しており、環境省では、令和元年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するための取組をより一層進めている。

令和5年度末時点における浄化槽の設置基数は、以下のとおりである。

	令和5年度末の 設置基数	令和4年度末の 設置基数	令和4年度末時点 からの増減
全設置基数	7,455,648基	7,516,864基	61,216基減
うち合併処理浄化槽	4,098,165基	4,023,212基	74,953基増
うち単独処理浄化槽	3,357,483基	3,493,652基	136,169基減

また、特に閉鎖性水域における富栄養化を防ぐことを目的として、近年普及している窒素やリン等を除去する大臣認定型の高度処理型浄化槽の設置基数は1,472,451基(平成4年度は1,433,924基)であり、合併処理浄化槽の総数の35.9%(令和4年度は35.6%)を占めている。

(2) 合併処理浄化槽の新規設置基数

令和5年度に新たに設置された合併処理浄化槽の設置基数は90,455基(令和4年度は100,268基)である。また、そのうち高度処理型浄化槽の新規設置基数は74,779基(令和4年度は81,474基)であり、合併処理浄化槽の新規設置基数の82.7%(令和4年度は81.3%)を占めている。

2. 浄化槽の維持管理の状況

(1) 浄化槽法第7条に基づく浄化槽の設置後等の水質検査

令和5年度における7条検査受検率は97.4%であり、令和4年度に比べて2.7ポイント増加している。近年は95%程度の水準をほぼ横ばいで推移しており、更なる受検率向上に向けた取組が必要である。

(2) 浄化法第10条に基づく保守点検及び清掃

令和5年度における保守点検の実施率は73.9%(令和4年度は70.2%)、清掃の実施率は64.1%(令和4年度は63.6%)であり、今後も維持管理の徹底に向けた取組が必要である。



150L・200L ブロワがリニューアル

リニア駆動フリーピストン方式採用で
消費電力削減・高耐久を実現



製品外観



NEW
メドーブロワ®
LA-150F/LA-200F

低消費電力
最大約19%消費電力を低減(当社比)
電気代節約、CO₂削減に貢献

長寿命
可動部品はピストンのみ
リニア駆動フリーピストン方式を採用

安心
サーマルプロテクタ搭載
異常加熱すると自動停止
(温度が下がると自動復帰)

メンテナンスが容易
フィルタ、ピストン交換は
ネジを緩めるだけの簡単作業

低作動音
屋外、夜間運転を考慮した静音設計

リニア駆動フリーピストン方式

メドーブロワ®



ブロワ検索

修理研修受付中／デモ機依頼お気軽に！

技術で、人を想う。

日東工器株式会社

メドー事業部 リニア販売部

〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258

www.nitto-kohki.co.jp

(3) 浄化法第11条に基づく定期検査

令和5年度における11条検査受検率は49.8%（合併処理浄化槽のみでは66.4%）であり、令和4年度に比べて1.6ポイント増加（合併処理浄化槽のみでは0.8ポイント増加）している。11条検査の受検率は近年微増にとどまっており、依然として低い水準にあることから、引き続き受検率向上に向けた取組の強化が必要である。

また令和5年度末時点での11条検査の結果では、漏水が確認された件数の66%が単独処理浄化槽であり、年々増加傾向にある。

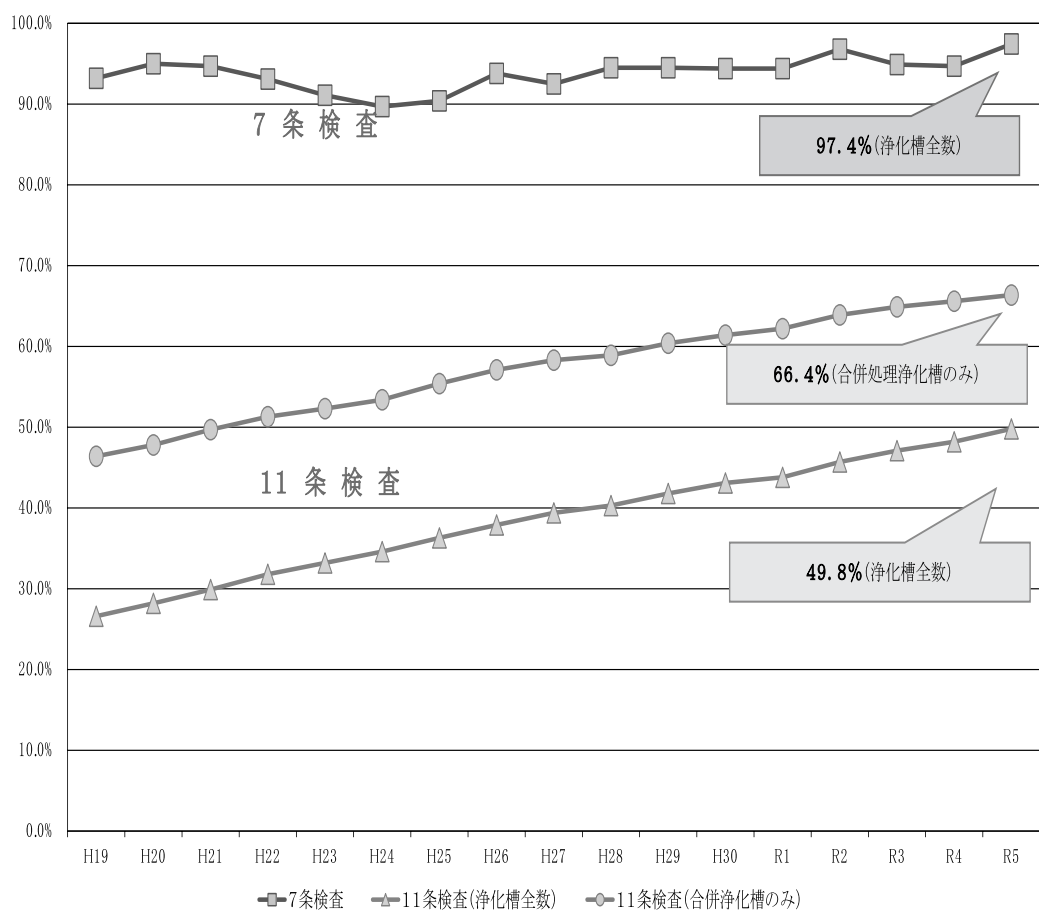
3. 単独処理浄化槽の設置状況

単独処理浄化槽の令和5年度末時点での設置基数は3,357,483基である。

これらのうち、設置からの経過年数が30年を超過したものについては、破損や漏水等が懸念されることから、生活環境及び公衆衛生に重大な支障を及ぼす場合にあっては、特定既存単独処理浄化槽として迅速な措置を求めるとともに、より一層、合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

※詳細なデータは、浄化槽サイト「浄化槽データ > 浄化槽の指導普及に関する調査」に掲載している「令和6年度浄化槽の指導普及に関する調査結果」参照

法定検査の受検率の推移



		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
7条検査	浄化槽全数	93.2%	95.0%	94.7%	93.1%	91.1%	89.7%	90.4%	93.8%	92.5%	94.5%	94.5%	94.4%	94.4%	96.8%	94.9%	94.7%	97.4%
	合併処理浄化槽のみ	46.4%	47.8%	49.7%	51.3%	52.3%	53.4%	55.4%	57.1%	58.3%	58.9%	60.4%	61.4%	62.2%	63.9%	64.9%	65.6%	66.4%

備考

平成26年度調査より、受検率の算出方法を変更したため、以前の受検率についても同様の計算方法で再計算を行っている。

・平成26年度調査以降の計算方法(検査対象基数を正確に把握していない都道府県に対し、適用している)

(7条検査)検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[前年度新設基数]*11/24+[当該年度新設基数]*13/24

(11条検査)検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[当該年度設置基数]-[前年度新設基数]*11/24-[当該年度新設基数]

令和5年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

都道府県名	設置基数				新設基数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)	
	全数	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽						
			高度処理型 割合	全数	高度処理型 割合				
北海道	76,386	17,495	58,891	32.4%	1,107	66.2%	100%*	77.6%	84.4%
青森県	115,519	67,074	48,445	4.2%	1,024	71.6%	100%*	48.0%	79.2%
岩手県	59,280	3,555	55,725	48.4%	946	92.9%	97.9%	91.0%	91.5%
宮城県	77,643	19,945	57,698	31.4%	958	56.2%	100.0%	92.1%	99.3%
秋田県	71,660	26,329	45,331	31.6%	654	63.3%	73.5%	63.1%	79.4%
山形県	65,600	30,742	34,858	27.6%	385	63.6%	100%*	78.5%	87.2%
福島県	279,657	145,548	134,109	48.4%	2,592	98.3%	88.2%	35.3%	70.9%
茨城県	273,077	89,125	183,952	41.4%	3,944	99.4%	98.2%	50.1%	62.0%
栃木県	163,221	49,356	113,865	36.4%	1,919	99.6%	100.0%	75.5%	74.8%
群馬県	304,316	154,545	149,771	54.7%	4,058	99.2%	100%*	80.3%	85.6%
埼玉県	473,776	222,521	251,255	20.9%	5,429	95.4%	89.1%	24.0%	38.6%
千葉県	445,066	187,788	257,278	40.6%	6,573	96.9%	78.1%	18.1%	28.2%
東京都	16,946	8,196	8,750	54.5%	143	99.3%	87.8%	30.1%	49.5%
神奈川県	133,787	88,560	45,227	29.5%	925	69.2%	74.2%	17.6%	33.2%
新潟県	183,776	123,289	60,487	32.5%	1,261	77.3%	90.7%	70.4%	80.1%
富山県	38,700	25,715	12,985	0.0%	201	96.0%	100.0%	42.4%	75.4%
石川県	50,239	26,515	23,724	34.8%	394	82.0%	100.0%	41.8%	56.9%
福井県	34,777	18,662	16,115	35.5%	167	96.4%	100.0%	56.5%	75.8%
山梨県	123,000	71,138	51,862	33.2%	1,109	98.5%	96.7%	18.5%	39.3%
長野県	86,531	12,247	74,284	12.3%	1,191	37.4%	100%*	75.6%	82.9%
岐阜県	177,070	92,106	84,964	41.1%	1,298	98.3%	100.0%	96.5%	98.9%
静岡県	463,315	253,659	209,656	13.2%	5,857	22.2%	94.1%	37.7%	63.3%
愛知県	548,791	309,662	239,129	41.6%	6,593	75.3%	91.2%	28.2%	56.6%
三重県	225,310	97,346	127,964	39.7%	2,230	97.9%	99.7%	40.3%	56.9%
滋賀県	27,649	9,318	18,331	10.2%	197	43.7%	100.0%	56.3%	65.9%
京都府	34,127	11,045	23,082	20.2%	301	68.1%	78.3%	50.3%	65.3%
大阪府	98,611	52,506	46,105	35.9%	789	97.3%	94.6%	15.6%	26.9%
兵庫県	80,186	34,156	46,030	25.0%	664	21.4%	100%*	66.7%	82.9%
奈良県	98,228	64,005	34,223	39.4%	663	97.7%	100.0%	21.6%	52.1%
和歌山県	211,262	97,993	113,269	26.1%	2,421	64.2%	100%*	43.7%	65.5%
鳥取県	24,502	12,391	12,111	25.9%	258	93.8%	79.2%	60.0%	74.8%
島根県	70,771	30,809	39,962	34.1%	751	98.1%	100.0%	82.4%	94.7%
岡山県	167,071	53,218	113,853	31.5%	2,089	58.0%	100.0%	92.8%	95.4%
広島県	175,261	67,296	107,965	29.1%	2,435	64.8%	100.0%	74.7%	81.5%
山口県	122,599	50,051	72,548	29.6%	1,327	99.6%	90.4%	57.4%	64.1%
徳島県	205,506	123,586	81,920	41.8%	2,154	98.3%	100.0%	62.4%	71.9%
香川県	179,078	79,995	99,083	47.6%	2,475	98.5%	100.0%	56.9%	65.9%
愛媛県	180,314	89,738	90,576	45.1%	1,763	98.3%	100.0%	38.4%	74.5%
高知県	106,631	40,805	65,826	44.1%	1,349	93.4%	100%*	57.9%	72.6%
福岡県	184,141	40,999	143,142	38.0%	3,332	69.2%	100.0%	75.8%	85.1%
佐賀県	58,800	16,410	42,390	48.7%	1,147	87.0%	100.0%	82.2%	91.9%
長崎県	80,542	13,144	67,398	50.4%	1,849	99.4%	100%*	88.1%	90.7%
熊本県	144,781	51,008	93,773	46.8%	1,825	97.8%	100.0%	68.7%	79.8%
大分県	155,011	63,412	91,599	39.5%	2,538	67.2%	100.0%	45.0%	70.4%
宮崎県	143,824	58,628	85,196	45.8%	2,134	97.7%	100.0%	59.3%	71.5%
鹿児島県	324,106	101,666	222,440	40.3%	5,264	99.1%	99.9%	52.6%	53.2%
沖縄県	95,204	54,186	41,018	44.0%	1,772	91.1%	100.0%	10.3%	22.7%
合計	7,455,648	3,357,483	4,098,165	35.9%	90,455	82.7%	97.4%	49.8%	66.4%

注) *は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

環境省 令和6年度全国浄化槽行政担当者会議を開催

環境省は、3月25日に全国の浄化槽行政担当者を対象に令和6年度全国浄化槽行政担当者会議をオンライン（Webex）で開催し、下記の議題について担当者から説明があった。

- 議題1 浄化槽関係の令和7年度予算（案）について
- 議題2 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定及び環境省関係浄化槽法施行規則の改正について

- 議題3 浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル及び浄化槽の維持管理情報収集・活動に関するデジタル化事例集について
- 議題4 議員立法による浄化槽法改正に向けた動きについて
- 議題5 その他

〈議題4資料より〉

議員連盟決議・浄化槽法改正の概要

- 自民党浄化槽推進議員連盟及び公明党浄化槽整備推進議員懇話会において、令和7年通常国会を念頭に、浄化槽法改正を目指す旨の決議。（令和6年6月14日）

<浄化槽法改正案の概要（議連資料から抜粋）>

1. 都道府県から浄化槽管理者への「維持管理義務通知」制度の創設

法に定める維持管理義務（保守点検・清掃・法定検査）を履行していない浄化槽管理者に対し、維持管理義務が不履行であることを都道府県知事から通知する制度を設ける。通知に係る事務は外部機関への委託を可能とする。

2. 保守点検・清掃の実施状況の報告義務化

都道府県知事が1. の通知を的確に実施できるようにするため、保守点検・清掃の実施状況について、浄化槽保守点検業者は都道府県知事へ、浄化槽清掃業者は市町村長への報告を義務化。電子的方法による報告を原則とする他、条例等による報告との調整規定を設ける。

3. 指定検査機関の機能強化

指定検査機関の専門的能力の活用を図るため、特定既存単独処理浄化槽に対する助言・指導等の措置に関する事務を指定検査機関に行わせることができる規定を設ける。

4. 無届浄化槽に対する指導権限の創設

設置届を提出していない浄化槽の管理者に対して、都道府県知事が設置届の提出等の必要な措置を講じよう指導できる規定を設ける。

5. 浄化槽設備士の定期研修制度

浄化槽設備士の技術力向上を図るため、浄化槽設備士の定期研修制度を設ける。

MURITA × KAO

共同開発

臭気・衛生対策製品

花王が開発した液をモリタエコノス独自技術で効率的に噴霧！



菌・ウイルス除去に

ミラクルキヨラTM

菌・ウイルスを99%除去※
エタノール不使用で引火の心配なし！

※すべての菌・ウイルスを除去するわけではありません。

生ゴミ臭対策に

ミラクルキヨラTM

専用香料で不快な悪臭を爽やかな香りに！

ポンプオイルに添加するだけ！

不快臭対策に

ミラクルチェンジャーTM

不快な悪臭を心地よい香りに変化！



環境保全車両の開発・製造・販売

株式会社モリタエコノス

Webサイトは
こちらから



このQRコードはアクセス解析のためにCookieを使用しています。
アクセス解析は匿名で収集されており個人を特定するものではありません。
この機能はCookieを無効にすることで、Cookieを用いた収集を拒否することができます。
お使いのデバイスのブラウザの設定をご確認ください。
QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

環境省
通知

環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について

令和6年11月に公表された「浄化槽法施行状況点検検討会報告書」において、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に向けて特定既存単独処理浄化槽に対する措置を促進するため、「指定検査機関や都道府県等に対し、11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を明記することを統一ルール化し、環境省関係浄化槽法施行規則に定める」ことが今後の対応方針として示された。

浄化槽推進室では環境省関係浄化槽法施行規則の改正及び特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定について、2月7日から3月9日まで意見募集(パブリックコメント)を実施し、その意見を踏まえ、省令については3月28日に公布4月1日より施行、指針については3月31日付け

で改定された。

これにより浄化槽法第11条第2項において準用する法第7条第2項の規定による報告事項について、「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」が新たに追加されることから、浄化槽推進室長名で各都道府県知事・各保健所設置市浄化槽行政主管部(局)長に対し3月31日付けで通知が発出され、指定検査機関が特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を判断する際には、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」(令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定。令和7年3月31日環循適発第2503315号改定)を参考にするよう留意した運用と県下の指定検査機関に対しての周知徹底が依頼された。

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

改 正 後
(定期検査の報告)
第九条の二 第四条の二第一項の規定は、法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と読み替えるものとする。
2 法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 定期検査を行った年月日
二 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
三 設置場所
四 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている浄化槽にあっては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称
五 前回の定期検査(定期検査を受けたことのない浄化槽にあっては、設置後等の水質検査)の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称
六 定期検査の結果(浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあっては、その原因を含む。)
七 当該浄化槽が法附則第十一条に規定する特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無

金沢から
全国、海外に...

誠意と信頼の
ネットワーク



■取扱商品

エアポンプブロー ー ガス検知器・送排風機
電動工具・制御機器・記録紙 水中ポンプ・陸上ポンプ
配水管清掃機器・薬剤 浄化槽関連部品・FRP補修剤
給水ポンプ・薬注ポンプ 各種産業用ベルト・ホース
マンホール・その他
水質検査器・理化学機器 浄化槽用消毒薬・維持管理剤

水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。



株式会社 日環商事

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地

TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348

FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718

E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp

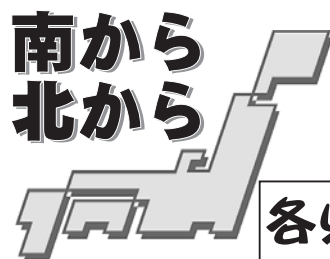
http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101

TEL:087-813-7621 FAX:0120-617-718

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目21号-7

TEL:092-558-4828 FAX:0120-617-718



各県組合報告

熊本県

▼第52回通常総会

3月7日(金) 14時30分より熊本ホテルキャッスルにて通常総会、式典及び懇親会を開催。式典では、県議会副議長や組合顧問県議をはじめ熊本県や熊本市の行政関係者など多くの来賓に臨席いただいた。また、組合功労者として3名、優良従業員として8名がそれぞれ表彰された。



▼令和7年度第4回理事会

3月14日(金) 13時30分より組合会議室にて開催。次の議案等の審議及び報告を行った。

1. 第52回通常総会後の対応
2. 全国環境連第21回全国大会(岡山市)の件



3. 熊本県中小企業団体中央会の優良役職員表彰
4. 全国環境連関係
5. くまもと浄化槽適正管理促進協議会(県浄化槽法定協)関係
6. 事業委員会関係
7. 合理化対策委員会関係
8. 創立50周年記念事業 他

▼令和7年度第1回事業委員会

3月21日(金) 13時30分より組合会議室にて開催。次の議案等の審議及び報告を行った。

1. 共同購入品目に関する値上げ要望の件
2. 組合事務所駐車場等の改修の件
3. 研修に関する件 他



▼熊本県環境事業団体連合会令和7年3月定例会

3月27日(木) 10時より嘉島リバゾン組合事務所にて開催。次の議案等の審議及び意見交換を行った。

1. くまもと浄化槽適正管理促進協議会(県浄化槽法定協)に関する件
2. 浄化槽法改正の動きに関する件
3. 連合会役員に関する件
4. 下水道管破損時の下水対策について
5. 県内におけるウォーターPPPの動き
6. 熊本県災害廃棄物処理対策連絡協議会の設置について 他



溶存酸素計 DO計	pH/ORP計	MLSS/界面計	塩素イオン計
ガルバニ式センサー交換タイプ DO-11Z  測定範囲 DO : 0.00~20.00mg/L 飽和率 : 0~200% 水温 : -5.0~50.0℃	pH/ORP計 KP-11Z pH計 KP-11F 計量法型式承認 本体: 第SS242号 電極: 第S251号  測定範囲 pH : 0.00~14.00 pH ORP : 0~±1999mV (KP-11Zのみ標準) 温度 : 0.0~50.0℃	MLSS/界面計 SS-10Z MLSS計 SS-10F  測定範囲 MLSS : 0~20000mg/L 水深 : 0.00~5.00m (SS-10Zのみ)	測定レンジ自動切替機能付 CL-11Z  測定原理 固体膜塩素イオン電極法 測定範囲 : 0.1~2000mg/L

その他の営業品目
濁度計、色度計
UV式COD計、導電率計

KRK 笠原理化学工業株式会社

〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目-133-8 TEL.0480-38-9151(代) FAX.0480-38-9157

<https://www.krkjpn.co.jp>

福岡県

福岡県環境整備事業協同組合連合会は、去る3月26日(水)13時30分から福岡連会館において3月定例理事会を開催した。

一、執行部報告

1. 全国環境連関係

イ. 第21回全国大会について

10月24日(金)に岡山プラザホテルで開催される全国大会の予算書概要(案)、並びにテーマ(案)「原点から学び、つながるサステナビリティ～不易流行」、大会目的(案)を配布しているので目を通していただきたい。

ロ. 浄化槽法改正(案)について

3月4日、同日に自民党の浄化槽推進議員連盟と公明党の浄化槽整備推進議員懇話会の総会が開催され法改正に向けて議論されている。

令和元年の浄化槽法改正では合併処理浄化槽への転換・適切な維持管理を促進するため、特定既存単独処理浄化槽に対する措置や台帳整備に係る規定が設けられたが、改正後の施行状況を見ると特定既存単独処理浄化槽の適用件数は約400基、維持管理の実施率は保守点検70%、清掃64%、11条検査48%にとどまっていることから「維持管理の向上」「合併処理浄化槽への転換促進」「浄化槽工事の施工技術の確保」に向けて浄化槽台帳整備とそれに基づく指導の徹底を図るため再度の浄化槽法改正が必要とされ、早ければ令和9年度から施行するとの方針が示されていることが報告され資料が配布された。

二、各部報告

1. 総務部より決算、予算について部会開催報告
2. 青年部より活動報告並びに部会開催報告

三、各地区報告

嘉飯地区より薬品共同購入価格見直しについて報告

四、その他

1. 従業員永年勤続表彰について
2. 4月理事会開催

3. 第38回通常総会

4. その他

山口県

▼第5回理事会開催

山口県環境整備事業協同組合は、去る3月11日(火)に事務局会議室(山口市)において、第5回理事会を開催した。

(1) 令和6年度合特法説明会後の各地区の状況について

合理化対策部会長である福島副理事長より、今年度の説明会後のアンケート結果をもとに、各地区の現状や課題について情報共有がされた。

(2) 組合第35回通常総会の会場、日程及び開催方法等案について

6月6日(金)に柳井市の柳井クルーズホテルでの開催案が示され、承認された。

(3) 中国地区協議会第61回通常総会の日程及び開催方法案について

今回は山口県が担当となり、7月18日(金)に山口市のかめ福オンプレイスで開催する案が示され、詳細については中国地区協議会事務局と協議を進めることで承認された。

(4) 第21回全国環境連全国大会について

今回は中国地区協議会が担当となり、岡山県環境整備事業協同組合を中心に10月24日(金)に岡山市の岡山プラザホテルで開催される旨の報告がされた。

あわせて、全国環境連及び中国地区協議会の来年度のスケジュールの報告がされた。

(5) 表彰祝賀会収支報告について

1月24日(金)に開催された表彰祝賀会の収支が報告された。

(6) 組合収支報告について

令和6年4月から令和7年1月の収支が報告された。

(7) その他について

事務局よりポリテクセンター山口での講習について、来年度以降の運営について説明があった。



臭気改善で住み続けられるまちづくりを

衛生車・吸引車の臭気対策に

デオマジック®VC1オイル

DEOMAGIC® VC1 Oil

デオマジック®VCオイルは糞便臭を甘い香りに変化させる潤滑油です。
作業員様や地域住民の皆様に大好評です。

- お 得！ 脱臭剤が不要になります。
- 簡 単！ 今お使いのオイルと同様に定期的な交換だけ。
- 新技術！ 不快臭を取込んで良い香りに変える技術。

お問い合わせ先

東邦車輛株式会社 横浜部品営業所
〒230-0003
神奈川県横浜市鶴見区尻手3丁目2番43号
TEL: 045-575-5241 / FAX: 045-575-3271
Email: deomagic.vc1@shinmaywa.co.jp



香水は、何十種類の香料の成分をブレンドして完成します。

消臭のメカニズム



臭い香りの「デオマジック」に不快な臭い成分が吸着すると、さらに良い香りに変わります。

DEOMAGIC® VC1 Oil

デオマジック®VC1オイル



全国ネットの特装自動車の総合メーカー



東邦車輛株式会社

営業本部	TEL: 045-575-9901	信越営業所	TEL: 025-283-6571
直販部	TEL: 045-575-9902	中部支店	TEL: 052-218-5123
直販部直販課	TEL: 045-575-9253	金沢営業所	TEL: 076-223-1191
北海道支店	TEL: 011-633-7101	近畿支店	TEL: 0798-52-2100
東北支店	TEL: 022-782-5040	東邦車輛サービス	TEL: 072-433-2401
仙台部品出張所	TEL: 022-782-5065	中四国支店	TEL: 082-890-2882
北関東支店	TEL: 0276-89-1551	九州支店	TEL: 092-441-1951
茨城営業所	TEL: 0298-22-5569	福岡部品営業所	TEL: 092-441-0634
関東支店	TEL: 03-3843-3351	南九州営業所	TEL: 099-252-2070

埼玉県の事案を受けて、山口県内の下水道管の点検・補修についての情報共有がされた。

島根県

- 3月10日(月) 島根県庁において、「災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定」に係る協定締結式があった。この締結式は、丸山島根県知事、米山二郎当組合理事長、波佐本幸久島根県環境保全協会会長の三者連名によるもの。

平成19年には県とそれぞれの団体が個別に協定締結をしていたが、大規模災害が頻発する昨今、県からの災害支援要請に一体的に対応することでし尿等処理体制の強靱化を図るため、今回は、連名での締結となったもの。

なお、大規模災害発生時に、被災市町村から県に対し支援要請があった場合、県からの連絡窓口は当組合の事務局が当たることとされている。このため、当組合と保全協会は、日頃からの情報共有などを行う必要があるため、前年に両団体による連絡協議会を設置したところである。



- 3月14日(金)、宍道湖水環境改善協議会(国、県、松江市、出雲市)の呼びかけにより、宍道湖西岸なぎさ公園でヨシの刈り取り作業が行われた。この日は約50名のボランティアが集まり、島根県環境整備事業協同組合からも参加した。この刈り取り作業は、翌日も行われるとのこと、約250名の参加者があるとのこと。本日の参加者のなかには、近隣の農業者の方の姿もあり、カメムシなどの害虫駆除にも

つながるこういった作業に多くの人に来てもらいとてもありがたい。と話されていたのが印象的であった。



長野県

3月27日(木) 上田市創造館会議室に於いて第7回理事会をリモート併用で開催した。報告、協議事項については以下の通りである。

- * 令和8年度 環境省環境整備関係予算への要望
- * 令和6年度 決算予測について
- * 第52回通常総会について

令和8年度 環境省環境整備関係予算への要望については、長野県の汚水処理の現状を踏まえ、地域と時代に即した内容で案を作成した。また、浄化槽廃止時における解体業者、産廃業者による槽内汚泥の不法投棄をなくすため、講習会等での周知を図ってもらうなど、一層の対策をお願いしたいとの意見があった。

また、青年部について、定年により年々部員が減少し活動維持が難しくなるため、若手後継者に入会してほしいとの呼びかけがあった。



発行者

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-24 AKビル5階B



全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会
会長：河野正美

TEL 03-5207-5795 FAX 03-5207-5796

年間購読料 2,200円 1部 220円 消費税含

し尿収集容量表示計 KANTARO® 環太郎®

“環太郎”は収集量の正確な計測と、料金の明瞭化でし尿処理業務の最適化を推進します。

簡単操作で 速くて 正確 そして 安価!

特許: 第2736403・第5742875

◆ 取り付けが簡単!

◆ 安 価!

◆ 高 精 度!

シンプルな構造で、空気/液体分離用タンクや計量器のロードセルは不要。出張取り付けも可能です。



実績24年 ありがとうございます

IC SOKKI
IC Measuring Instruments Co., Ltd.

アイシー測器株式会社

URL <http://ic-sokki.sakura.ne.jp> E-mail ic-sokki@arion.ocn.ne.jp

本社/〒664-0063 大阪府吹田市江坂町2丁目14-46
TEL.06-6384-1543 FAX.06-6338-8557



収集量表示計